

1. 四国地震防災基本戦略の現状と今後の取り組み

1-1 基本戦略の概要

(1) 基本戦略の概要

- 基本戦略とは、四国全体の関係機関が巨大地震に備えて四国に住む人の命を守り、強靭な四国づくりを目指すための対応方針を示したもの

構成機関	49機関
施策・個別項目	7つの施策、208の個別項目を掲げている 「命を守る対策」の事前対策と緊急対策等の項目に優先的に取り組んでいる
取り組み体制	取り組みを実現する体制として、時系列を基本に目的や項目別のプロジェクトに分類しプロジェクトリーダー等を設定、個別項目のリーダーもあわせて設定した

(2) これまでの経緯

- 平成23年6月に戦略会議が発足してから7年が経過
- その間、中央防災会議「南海トラフ巨大地震の被害想定」の公表や情勢の変化に伴い二度の改訂を実施

年月	内容
平成23年 6月	四国東南海・南海地震戦略会議 発足
平成23年 12月	「四国地震防災基本戦略～来るべき巨大地震に備えて～」を策定
平成26年 3月	『第1回改訂』中央防災会議（内閣府）「南海トラフによる津波高、浸水域、被害想定」公表に対応し四国の被災想定を反映、203の実施すべき個別項目を208に改定
平成29年 6月	『第2回改訂』熊本地震での物資輸送の課題等を踏まえ、救援・救護、救出活動体制の確立等のプロジェクトサブリーダーを見直し

1-2 基本戦略の取り組みと現状の課題

(1) これまでの取り組み

- 関係機関が共通の認識を持ち、戦略会議等を通じた連携・協力により情報共有し、一体となって取り組んできた
- 関係機関連携のもと、7つの施策、208の個別項目の取り組みを進めることにより、四国全体の総合的な防災力強化を図ってきた

(2) これまでの取り組みの成果

- 毎年のアンケート調査や年度単位での実施結果と実施予定の取り組みを構成員で確認しつつ、取り組みを推進し、取り組みの好事例もでてくる等、着実な成果があがっている

施策	施策1	施策2	施策3	施策4	施策5	施策6	施策7
	ハザードマップの見直し・充実並びに効果的な施設整備	迅速・確実に避難するために、住民等への徹底した意識改革と確実な情報伝達	迅速な広域防災体制の確立	迅速・確実な初動対応・応急対策	迅速・確実な救援・救護、救出活動	迅速な被災者支援並びに地域の安全	円滑な地域の復興
取り組みの成果	<p>▶ <u>命を守る行動を促進させる取り組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定（最大クラスの津波）を四国4県全てが公表済 ・津波浸水が予想される55自治体のうち54自治体でL2クラスの津波に対応したハザードマップを作成済 <p>▶ <u>モデル地区の災害に強いまちづくり計画の共有化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強いまちづくり計画」地域モデルを13自治体に拡大、ガイドラインの改訂 <p>▶ <u>被害の最小化に向けた施設整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国8の字ネットワーク、耐震強化岸壁、河川・海岸堤防の液状化対策・耐震化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化等を推進 	<p>▶ <u>住民等の徹底した意識改革に向けた取り組みの共有化を推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国防災トップセミナー等、関係機関において各種防災講座を開催 <p>▶ <u>各関係機関の情報伝達の充実化とともに、今後の情報収集・集約の改善を推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関の取り扱う災害情報への理解を深めつつ、情報共有を推進 ・現場から災害情報を収集し地図上に表示する総合災害情報システム（DiMAPS）の本格運用を開始 ・各県では、県、市町村との共有、県民への情報配信として情報共有システムを導入 	<p>▶ <u>発災直後に迅速確実な初動対応が図られるよう応急・救援等の取り組みを充実化させる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路啓開</u>：四国広域道路啓開計画を策定済、計画づくりと訓練による計画のスパイラルアップを継続実施。道路啓開計画を四国4県全てが策定済 ・<u>航路啓開</u>：四国地整が広域的な海上輸送の継続計画を作成、各県・市が重要港湾施設の港湾の継続計画を作成 ・<u>排水計画</u>：高知県が高知市浦戸湾周辺を対象に南海地震長期浸水対策検討結果を作成、高知県が宿毛市を対象に長期浸水対策検討結果を作成 ・<u>物資輸送</u>：内閣府が応急対策活動に関する計画を作成、四国運輸局が支援物資物流システムの構築に関する調査報告書を作成 ・<u>燃料確保</u>：資源エネルギー庁が災害時燃料共有の円滑化のための手引きを作成、各県は石油連盟と災害時の重要施設に係る情報共有の覚書締結、各県は都道府県石油組合と災害時等のガソリン等の燃料の供給に関する協定締結 ・<u>災害廃棄物</u>：中国四国地方環境事務所が、平成28年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書を作成、各県が災害廃棄物処理計画を作成 ・<u>救援</u>：各県は災害医療力強化を図るために、円滑な医療品等供給や災害医療研修、訓練等を実施 <p>▶ <u>発災後の各関係機関それぞれが実施する様々な対応の効果を最大化させるための取り組みを充実化させる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>BCP</u>：各関係機関が共通認識を持ったBCPへの改善を推進 <p>▶ <u>備えの実効性を高めるために、訓練を通じた計画改善を推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の取り組みを踏まえ、大規模災害対応への共通認識のもと、予め計画策定した備えの確認を行う様々な訓練を実施 	<p>▶ <u>被災者の支援対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保の実効性をあげるため、的確な避難所を指定・見直し ・避難所運営能力の向上を図る好事例の取り組みを共有化 	<p>▶ <u>被災者の生活再建の計画作成、地域経済の再生計画作成等、各種施策を共有化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国地整建政部は、復興まちづくりに向けた事前対応等の取り組みを共有化 ・四国財務局は、被災者の生活再建対策メンバー間で作成した「被災者の生活再建対策申し合わせ」に則り、関係機関と連携 		

(3) 現状の課題

- 各種啓閉・物資輸送・燃料調達等の関係者が非常に多く発災直後の初動対応を予め計画しておく取り組みは、取り組みを進める中で状況の変化や対応手順の変化が生じてくるものであり、関係機関の調整事項にも変化を及ぼす。このため、全容の情報共有を図る必要があるが、単一的な取り組みの共有にとどまっている。
- 基本戦略の個別項目に基づき、各機関が実施可能な内容に取り組んでいる状況であり、取り組みの方向性は一致しているものの取り組みの達成水準の把握が行えていない。
- 各関係機関の人の入れ替わりで好事例の情報が一過性で流れてしまうことがある。
- 気象庁より「南海トラフ地震に関連する情報」が平成29年11月1日に発表開始となり、新たな取り組みが始まったことに対して南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応を定めておくこと、関係機関で調和を図りながら進めることが必要である。

1-3 現状の課題に対する対応策と今後の取り組み

(1) 現状の課題に対する対応策

- 発災直後に迅速・確実に実施する初動対応の計画等、多くの関係機関で分担し、四国一体で取り組むことによって初動対応の効果の最大化が図れることから、戦略会議全体で変化状況を逐次情報共有する推進体制に移行する。
- 数値的な目標が明確な個別項目は、達成水準を明確化した上で、各関係機関が実施している取り組みの水準の状況をとりまとめ、戦略会議等を通じて各機関の進捗の達成水準を共有する推進体制に移行する。
- 人の入れ替わりも想定して、一過性で好事例の情報が流れる可能性のある項目は、継続的に情報共有する。
- 異常な現象が観測された場合の対応を定めるために、情報を共有しあうことから始め、各主体者の対応内容を情報共有化し、取り組みの歩調を合わせていく。合せて、新たな対応措置に伴う基本戦略の改定を行う。

(2) 今後の取り組み

- 現状の達成水準を確認して共有するために、今後は以下の取り組みを実施する。
- これまでの進捗状況確認および好事例等の情報把握結果をみると、根幹的な応急対応に関する項目、単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目、行えない項目があるため、それぞれにタイプ分類を行い、取り組みの進捗確認を行っていく。
- 「個々に実施可能な取り組みを進めてきたこと」に対して、これからは基本戦略のさらなる発展に向けて「新たな段階に推進体制を移行していくこと」とし、今後は根幹的な応急対応の取り組み内容を明らかにするために、総合的な推進体制に移行する。
- 異常な現象が観測された場合の対応の具体化に向け、内閣府がモデル地区として実施を予定している高知県の具体的な防災対応の検討との連携、「南海トラフ地震に関連する情報」に関する対応措置に伴う「四国地震防災基本戦略」の改定に新たに着手する。

2. 基本戦略の推進に向けた新たな達成水準の確認手法の導入

2-1 新たなフォローアップ手法の導入

(1) 新たな達成水準の確認手法

具体的な内容は以下のとおりである。

○根幹的な応急対応に関する項目は、取り組みを進める中で変化する状況を逐次情報共有する推進体制に移行する。

- ・各主体者の実施内容、課題に対する取り組み状況、今後の予定に関する情報提供依頼を実施する。
- ・各主体者の実施内容の見える化を行い、課題に対する取り組み状況と今後の予定を把握して、取り組みを進める中で変化する状況を構成員で共有する。

○単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目は、今まで取り組んできた推進の方向性に加え、進捗の達成水準を共有する推進体制に移行する。

- ・これまでのアンケート調査の内容を変えて、達成水準を事務局で設定するので、達成水準に対する進捗のアンケート調査を実施する。
- ・得られたアンケート回答を用いて、現状の達成水準を確認して構成員で共有する。

○単一的な取り組みで達成水準管理が行えず、一過性で好事例の情報が流れる可能性のある項目は、継続的に情報共有する。

- ・これまでに提供いただいた現状の好事例に加えて、更新情報や新たな取り組みの情報提供依頼を実施する。
- ・更新した好事例集は構成員で共有する。

(2) 新たな達成水準の考え方

○これまでの年度ごとの達成水準の確認および好事例等の情報把握を行う中で、達成水準の評価にあたっては、208の個別項目を個々にみると、以下に示す3つのいずれかに分類して評価可能である。分類①～③のそれをタイプ1～3とする。

○3つのタイプ別に評価の方針を示す。(※3つのタイプに分類した208の個別項目リストは、別紙に示す)

分類項目	項目数 (全208)	分類項目の特徴	評価の方針
分類① 根幹的な応急対応に関する項目 (タイプⅠ)	10	・各種啓開・物資輸送・燃料調達等の根幹的な応急対応に関する項目は、それぞれの計画の影響が広範となり多くの主体者が関係するため、各主体者の実施内容の見える化を行い、課題に対する取り組み状況と今後の予定を把握して、変化する状況を逐次情報共有する個別項目	・根幹的な応急対応に関する項目は、一体性の強化を図るために、情報提供依頼で取り組み状況を把握し達成水準を構成員で確認しつつ評価していく
分類② 単一的な取り組みで達成水準管理が行える項目 (タイプⅡ)	35	・数値的な目標が明確な施設の耐震化等、単一的な取り組みにより進捗が図られ、その達成水準の管理が行える個別項目	・達成水準把握の正確性をあげるために、個々に取り組みを進めてきた個別項目について、達成水準を事務局が設定。設定した達成水準に対する対応状況をアンケート調査し構成員で確認しつつ、年次計画に沿って達成水準を評価していく
分類③ 単一的な取り組みで達成水準管理が行えない項目 (タイプⅢ)	163	・各機関が共通で使用できる地図、情報図の整備等の単一的な取り組みにより進捗が図られ、その達成水準の管理が行えないが、取り組みの好事例となっている個別項目	・取り組みの好事例は、引き続き情報提供依頼で好事例を把握し達成水準を構成員で確認しつつ評価していく

(3) 達成水準の確認手順

○現状の達成水準と今後の推進体制の内容を明確化していくために、連携強化のために一体的に取り組んでいくこと、達成水準を設定して達成水準を横並びで評価していくこと、他機関の好事例を参考に追隨していくことの3つのタイプに208の個別項目を事務局で分類して、アンケート調査、情報提供依頼を行う。

○取り組み状況の把握結果は、事務局にて予め「四国地震防災力評価とりまとめ書(案)」に取りまとめて戦略会議で提示して、「四国地震防災力評価とりまとめ書(案)」に対して各構成員より確認頂き共有する。

○7つの施策、208の個別項目に対して、達成水準の確認を以下に示す手順で実施する。

手順	達成水準の確認方法	対応
①	➢ 208の実施すべき個別項目を評価の方針の3つのタイプ(I、II、III)に分類	事務局にて分類
②	➢ 3つのタイプ(I、II、III)毎のアンケート調査、取り組み状況の情報提供依頼を実施	事務局より依頼 構成員にて回答
③	➢ 取り組み状況の回答結果を「四国地震防災力評価とりまとめ書(案)」にとりまとめる ➢ 取り組み内容と現状の達成水準、関係する各主体者が実施する内容について戦略会議の構成員で確認し共有	事務局とりまとめ 戦略会議で確認し共有